一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県及びたつの市
二　地域再生計画の名称　西播磨の食とのふれあい・安全を支える港まちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　相生市、赤穂市及びたつの市の区域の一部（相生港、赤穂港、坂越港及び岩見漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県並びに兵庫県神崎郡神河町及び多可郡多可町
二　地域再生計画の名称　水と緑が生きる心うるおう郷づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県神崎郡神河町及び多可郡多可町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　淡路市
二　地域再生計画の名称　「観光立島・美しい淡路市」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　淡路市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県吉野郡十津川村
二　地域再生計画の名称　心身再生の郷づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡十津川村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県並びに奈良県吉野郡下北山村及び上北山村
二　地域再生計画の名称　吉野きたやま修験の郷村づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡下北山村及び上北山村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県吉野郡川上村
二　地域再生計画の名称　吉野川水源地の村づくり再生計画Ⅱ
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡川上村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県
二　地域再生計画の名称　紀中・紀南沿岸地域の産業を支える安全で快適な港づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　田辺市及び新宮市並びに和歌山県有田郡湯浅町及び広川町、日高郡由良町、日高町及び印南町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡串本町及び那智勝浦町の区域の一部（湯浅広港、由良港、文里港、日置港、袋港、大島港、古座港、浦神港、宇久井港、勝浦港、新宮港、印南漁港、周参見漁港及び三輪崎漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県及び和歌山県日高郡日高川町
二　地域再生計画の名称　定住と人・物・情報の交流を促進する便利で安全な町の基盤づくり
三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山県日高郡日高川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県及び鳥取市
二　地域再生計画の名称　『連携・安心による因幡のまちづくり』
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取市及び鳥取県岩美郡岩美町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県
二　地域再生計画の名称　高齢者や新規就業者が安心・安全に働くことができる港づくり